

「令和8年9月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和8年9月28日	株式会社南栄(法人番号 4340001018490) 代表者有 馬寛彦	本社営業所	輸送施設使用停止(60 日車)、文書警告	道路運送法(以下 「法」)第9条の2第1 項、法第27条第3項	令和8年3月16日、新規許可事業者であることを端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)	6	6	6	6
	鹿児島県志布志市志布志 町帖6569番地	鹿児島県志布志市志布志 町帖7082番地3							